

平成 20 年 1 月 28 日

金融庁 総務企画局企業開示課 御中

全国銀行協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」
（監査報酬の開示・監査人交代時の開示に係る部分）に対する意見書
について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 第三号様式中「(2)【監査報酬の内容等】①【公認会計士等に対する報酬の内 容】」について

(1) 記載上の注意(31-3)（第二号様式記載上の注意(52-3)）について

① aについて

「監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務をいう。以下こ
の様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬」の記載が求められ
ているが、当該監査証明業務に基づく報酬に四半期レビューが含まれるかを確
認したい。もし、含まれないとした場合、四半期レビューに係る監査報酬の記
載箇所を明示していただきたい。

② bについて

「aにより記載する報酬の内容のほか、提出会社の監査報酬の内容等として重
要な報酬の内容について具体的に、かつ分かりやすく記載すること」とあるが、
具体的な記載内容について、明示していただきたい。

(2) 開示年度について

報酬については、2期分の記載ではなく、当年度分のみの記載としていた
だきたい。

(理由)

【コーポレートガバナンスの状況】における開示情報は、基本的には単年度
ベースで記載しているが、報酬についてのみ当年度と前年度の2期分を記載す
る必要はないと考える。

2. 同「④【監査報酬の決定方針】」について

今回より、新たに「監査報酬の決定方針について」の記載が追加されているが、本件の記載例等を明示していただきたい。

3. 同【経理の状況】記載上の注意(32)（第二号様式記載上の注意(53)）cについて

公認会計士等の異動について臨時報告書を提出した場合、概要の記載が求められている第19条第2項第9号の2ハ(2)から(5)までに掲げる事項については、記載不要としていただきたい。

(理由)

第19条第2項第9号の2に基づいて臨時報告書を提出した場合、有価証券報告書の【提出会社の参考情報】の1つとして当該臨時報告書の提出を記載することになっているため、【経理の状況】においても記載する必要はないと考える。

以 上